

令和 4 年度中核機関（江別市成年後見支援センター） 運營業務等事業計画書（案）

【中核機関（江別市成年後見支援センター）運營業務】

1. 業務に対する基本的考え

江別市の人口は、119,136 人、うち 65 歳以上の高齢者は 37,695 人（高齢化率 31.6%）であり（令和 4 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳より）、高齢化率が年々増加している状況である。また、障がい者においては、障がい者福祉計画に基づき、施設入所者の地域生活への移行が進められている。

高齢者の増加に伴う認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中、こうした方々が住み慣れた地域で安心した暮らしを送るためには、本人の判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援が求められており、成年後見制度や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護事業の枠組みを整備することが不可欠である。

当法人は日常生活自立支援事業に加え、平成 29 年度から江別市からの委託事業として「江別市成年後見支援センター」を運営し、判断能力に不安のある方の日常生活や財産管理等に関する相談支援業務を行っている。

また、地域福祉を推進する担い手として市民後見人を養成し、活動を支援するとともに、市民後見人を活用した後見業務にも取り組んでいる。

令和 4 年度からは、江別市が「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」に基づき設置する中核機関として、成年後見制度に関わる専門職団体、関係機関及び地域の関係者等との連携を図りながら、これまで後見実施機関が担ってきた機能を拡充し、制度の利用促進に向けて効果的に事業を展開していくものとする。

2. 実施内容

(1) 相談対応及び利用支援

制度利用を必要とする人や支援者に対する相談対応、申立書及び手続書類の作成に関する助言などの利用支援を行う。

また、成年後見制度に関する相談や成年後見制度の適切かつ円滑な利用につなげるため、地域包括支援センターや障がい者支援センターなどの相談支援機関及び専門職等との密接な連携及び情報共有を図る。

(2) 成年後見制度市長申立ての支援

家庭裁判所へ申立てを行う親族がいない人に係る市長申立てについて、手続きの準備段階から市と連携し必要な情報収集に努め、円滑な申立てができるよう支援を行う。

(3) 市民後見人の活動に対する相談支援及び業務管理

市民後見人が公正かつ適正に後見活動ができるよう、定期的な面談や随時相談支援を行う。個人受任後は、市民後見人の特性を生かした後見活動ができるよう必要なフォローを行うとともに、4 カ月毎に市民後見人の業務内容の確認を行うなど適切な業

務管理を行う。

(4) 市民後見人候補者の登録・管理

市民後見人の円滑な受任を支援するため、市民後見人として登録を希望する者について名簿を作成・管理し、登録の継続について意向確認を行う。

(5) 受任調整会議の運営

利用支援を行う案件において後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の受任候補者が決定していない場合に、成年後見人等の受任調整を行うための受任調整会議を運営する。

なお、受任調整会議の設置及び運営については、別に定める。

(6) 成年後見人等の推薦

受任調整会議の結果を受け、家庭裁判所に対し、成年後見人等の候補者（専門職・法人・市民後見人）の推薦を行うとともに、より適切な成年後見人等が選任されるよう、支援対象者の状況や必要な支援内容等について家庭裁判所へ情報を提供する。

(7) 成年後見人等の後見活動に対する相談支援

親族後見人をはじめとした成年後見人等が安心して適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口の周知や相談会の開催など相談しやすい環境整備に取り組むとともに、成年後見人等や成年後見人等を支援する身近な「支援チーム」結成の支援・調整を行う。

また、不正の未然防止や早期発見を図るため、成年後見人等を支援する中で不適切な後見事務が確認された場合には、家庭裁判所等と連携し、迅速に対応する。

(8) 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワーク協議会の開催やチームへの支援等を通じて、地域包括支援センターや障がい者支援センターをはじめとする相談支援機関、介護・障がいの事業所、医療機関等の関係機関や成年後見制度に関わる専門職、地域の関係者及び家庭裁判所と連携する地域連携ネットワークの構築に取り組む。

(9) 家庭裁判所との連携体制及び信頼関係の構築

受任調整や成年後見人等の支援をはじめとした中核機関の業務が円滑に進められるよう、家庭裁判所との密接な連携体制及び信頼関係の構築に取り組む。

(10) 法人後見業務における後見支援員の活用

当法人が後見人として家庭裁判所から選任された場合、市民後見人候補者にその支援員として事務の一部を執行させ、円滑な後見業務を行う。

また、支援対象者の親族や関係者と連携を図りながら、後見支援員の関わり方等について適宜検討を行う。

(11) 日常生活自立支援事業との連携

当法人が行う日常生活自立支援事業の契約者について、成年後見制度への移行の必要性が生じた場合に切れ目なく支援することができるよう、当該事業との連携を図る。

(12) その他

上記各号の他、成年後見制度の利用促進に必要な事業を行う。

また、中核機関の運営その他委託業務の執行に関し、必要な事項が発生した場合は、

市と協議のうえ、適切に対応する。

3. スケジュール

別紙「スケジュール表」のとおり

4. 実施体制

(1) 中核機関相談支援員

配置人数	3名（資格：社会福祉士有資格者又は保健、医療、福祉等の分野における業務に3年以上従事している者）。但し、本業務の遂行に支障のない範囲で他の業務を兼務することができる。
相談支援員	主任相談支援員：堀込 岳満 相談支援員：平塚 巧也、成田 茉樹
勤務形態	専任・常勤 8：45～17：15
勤務日数	週5日勤務（ただし土、日、祝日定休）
配置場所	江別市社会福祉協議会

(2) その他

本業務の実施にあたっては、中核機関の長が相談員の指導監督を担うとともに、法人職員が必要に応じて適切なサポートを行うものとする。

【市民後見人フォローアップ研修開催運営業務】

1. 業務に対する基本的考え

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、また、障がいのある方の地域生活への移行に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要は、今後さらに増大することが見込まれている。

一方、地域の専門職の人数にも限りがあり、新たな後見業務の担い手として、このような支援対象者と同じ地域で生活し、身近な存在として寄り添い、きめ細かい対応が期待できる市民後見人の存在が求められている。

それらの需要に対応するため養成した市民後見人候補者に対し、後見活動にあたって必要な知識や姿勢を改めて学ぶ機会を提供することにより、当該候補者の資質の向上及び意欲の維持を図るため、市民後見人フォローアップ研修（以下「研修」という）を開催する。

2. 実施内容

(1) 市民後見人の育成

市民後見人として登録している者の資質の向上及び意欲の維持を図るため、成年後見制度に関する研修を年2回開催する。

①第1回：専門職に成年後見制度に係る事例を基に講義していただき、成年後見人等の役割等について理解を深める。

②第2回：外部の専門講師に成年後見制度利用促進基本計画に沿った内容を講義していただき、今後の制度の動向等について学ぶ。

(2) 市民後見人意向確認

市民後見人の円滑な受任を支援するため、市民後見人候補者登録の継続について意向確認を行う。

(3) その他

市民後見人候補者同士が情報共有や意見交換等できる機会を設けるなど、市民後見人候補者間の連携構築に向けた取組を検討する。

【成年後見制度普及啓発業務】

1. 業務に対する基本的考え

成年後見制度は、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な制度であり、今後、需要がさらに高まることが見込まれるが、市民にとって身近な制度としての認知度は低い現状にある。

そこで、制度利用が必要な市民が安心して適切に制度を利用できるよう、広く市民に周知するとともに、成年後見支援センターをはじめとする相談支援窓口及び市民後見人の認知度の向上を図るため、成年後見制度普及啓発業務を実施する。

2. 実施内容

成年後見制度の利用を必要とする人が早期に発見され、適切に制度利用に結びつくよう、市民向けリーフレットの作成や講演会の開催、判断能力が十分でない人に接する機会が多い民生委員や自治会、福祉・医療関係者等を対象とした研修会の実施など、様々な方法により制度や相談支援窓口に対する市民の認知度の向上を図る。

(1) 成年後見制度、相談支援窓口、市民後見人及び中核機関（江別市成年後見支援センター）の役割等の普及啓発

①成年後見支援センター及び成年後見制度に係るチラシを作成し、出前講座や市内イベント・行事等の際に配布する。

②多くの市民が成年後見制度に触れる機会を設けるため、当法人の広報誌やホームページを活用し、成年後見支援センターの業務内容や市民後見人、支援事例等を紹介する。

(2) 市民向け講演会の開催

①実施時期：令和4年11月頃

②参加人数：100名以上

③講演内容：成年後見制度について（調整中）

(3) 出前講座の実施

①関係機関や民生委員・児童委員、その他団体からの依頼に応じ、成年後見制度及び成年後見支援センターに関する出前講座を実施する。

②支援に関わる関係者等を対象とした研修会等を実施する。

(4) その他

日常業務において、一般市民や高齢者及び障がい者等を支援する団体・機関に対し、成年後見制度及び市民後見人について理解を深めるため広く普及・啓発を行う。